

平成23年3月11日の東日本大震災により、被災地に大量の災害廃棄物、いわゆる震災がれきが発生しました。

特に被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県では、震災がれきの処理能力が大幅に不足しており、国は、速やかに復興を進めるため、岩手県と宮城県の震災がれきについては、被災地以外の施設を活用した広域処理を推進しています。

一方で「震災がれきは放射線が含まれているのではないか」「人体に悪影響を及ぼすのではないか」など、安全性を心配する声も上がっています。

今号では、こうした震災がれき処理をめぐる動きについて、市民の皆さんの理解を深めていただくため、国や道が示す震災がれきの広域処理の考え方についてお知らせします。

# 東日本大震災で 発生したのがれきの 広域処理の考え方について お知らせします

【写真】震災がれき（木片）の仮置き場（岩手県陸前高田市）  
※写真は、平成24年1月撮影。

東日本大震災で発生したのがれきの広域  
処理の考え方についてお知らせします  
広報のぼりべつ2012年 5月号